

令和6年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務  
公募型プロポーザル審査要領

令和6年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は、500点（審査員1人当たり100点×5名）とし、審査項目と審査項目ごとの審査員1人当たりの配点は次のとおりとします。

- (1) 事業目的への理解と提案への反映 (10点)
- (2) 委託業務の内容及び要件 (20点)
- (3) 委託業務の体制 (40点)
- (4) 委託業務のサービス要件 (20点)
- (5) 経費見積価格の妥当性 (10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和6年5月下旬

場所：高知県須崎市内又は高知市内

(2) プレゼンテーション

1参加者の時間は全体で50分（プレゼンテーション25分、審査委員からの質疑応答25分）を予定しています。

日時、順番などは別途、参加者にお知らせします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します（総合点数60点以上を獲得していることを要する。）。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。